

九州社会福祉協議会連合会顕彰規程

(趣 旨)

第1条 社会福祉の増進に積極的な活動を続け、その功績が顕著なものの表彰は、この規程による。

(顕彰の方法)

第2条 この規程による顕彰は、九州社会福祉協議会連合会（以下「九社連」という。）並びに業種別協議会が実施する研究大会など各種集会において行う。

2 顕彰を受けるものは、九社連会長名の表彰状又は感謝状を贈呈する。

(顕彰の対象と範囲)

第3条 顕彰の対象並びに顕彰に該当するものは、次のとおりとする。ただし、既往において九社連会長の表彰を受けたものは除く。

- 2 第一種社会福祉事業において13年以上その業務に従事し功績が顕著であって現に在職しているもの。
- 3 第二種社会福祉事業において15年以上その業務に従事し功績が顕著であって現に在職しているもの。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業の従事年数が通算15年以上あり、功績が顕著であって現に在職しているもの。
- 5 民生委員児童委員として14年以上その業務に従事し功績が顕著であって現に在職しているもの。この場合において従事期間の基準日は、表彰年前年の11月30日とする。
- 6 社会福祉協議会の役職員として15年以上その業務に従事し功績が顕著であって現に在職しているもの。
- 7 里親として通算4年以上その業務に従事し功績が顕著であるもの、もしくは県知事表彰、県社協会長表彰又は県里親会長表彰のいずれかを受けているもの。
- 8 その他特に表彰の必要があると認められるもの。

(推薦の手続き)

第4条 九州各県市社会福祉協議会会長は、別に定める推薦書を添付して九社連会長に推薦するものとする。

(顕彰の決定)

第5条 九社連会長は、九州各県市社会福祉協議会会長の推薦に基づいて決定する。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 業種別協議会長が特に必要と認める場合は、九社連会長の承認を得て、当該協議会長の表彰を行うことができる。
- 3 この規程は、平成19年2月27日から施行する。
- 4 この規程は、平成21年2月25日から施行する。